

賃 金 規 程

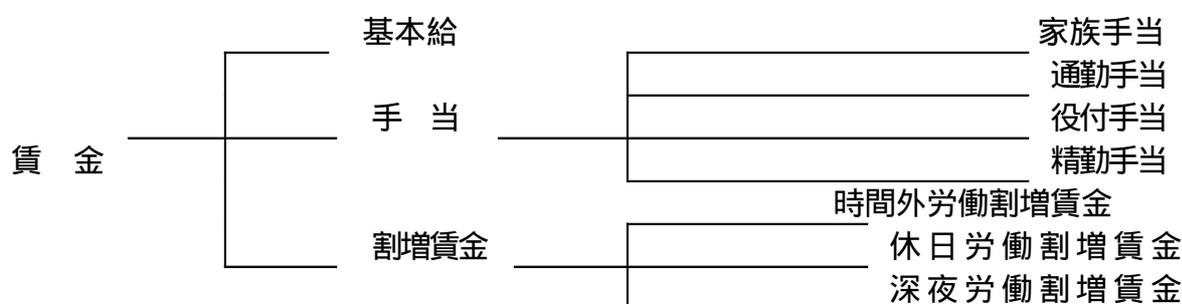
第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

1. この規程は、就業規則に基づき、社員の賃金に関する事項を定めたものである。
2. この規程は正社員に対し適用される。就業形態が特殊な勤務に従事する者及びパートタイム、アルバイトについてはこの限りでない。
3. この規程に定めてないことは、労働基準法その他の法令による。

第 2 条 (賃金構成)

賃金の構成は次のとおりとする。



第 3 条 (賃金計算期間及び支払日)

1. 賃金は前月 日から当月 日までの期間（以下『賃金締切期間』という）について計算し、当月 日に支払う。但し、 日が休日のときは原則としてその前日に支払う。
2. 前項の規程にかかわらず次の各号の一に該当する場合には、社員（死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既に行われた労働に対する賃金を支払う。
 - 1)社員が死亡したとき。
 - 2)社員が退職し、または解雇されたとき。
 - 3)社員またはその収入によって生計を維持している者が、結婚、出産、病気、災害、または死亡したことにより特別な費用を必要とするとき。
 - 4)本人、またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたり帰郷するとき。
 - 5)その他本人の申出により会社が特に必要と認められた時。